

## 校則についての基本的な考え方

令和5年11月9日  
唐津市立浜玉中学校

- ・本文書は、「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）を基に、校則についての基本的な考え方をまとめたものです。
- ・本文書中の「校則」については、「生活のきまり」や「生徒心得」などと称されるものも含んでいます。

### 1 校則の意義・位置付け

校則の意義・位置付けについては、生徒指導提要（文科省 令和4年12月6日）に以下のとおり整理されています。

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校的教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。

以上のとおり、校則は、学校の教育目標に合わせて、生徒が健全な学校生活を送り、より成長・発達していくために定められるものであると言えます。

### 2 校則の運用

校則の運用については、生徒指導提要（文科省 令和4年12月6日）に以下のとおり整理されています。

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

以上のとおり、校則の運用にあたっては、生徒が自主的に校則を守るよう指導していくことや学校内外の関係者が参照できるようにしておくことが必要です。その上で、校則違反があった場合は、内省を促すような指導を行うことになります。

### 3 校則の見直し

校則の見直しについては、生徒指導提要（文科省 令和4年12月6日）に以下のとおり整理されています。

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要がないか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行なうことが求められます。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行なっていくことが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。

以上のとおり、校則は絶えず積極的に見直しを行なう必要があります。その際、生徒、保護者等の学校関係者からの意見も参考にすることが求められています。

### 4 児童生徒の参画

児童生徒の参画については、生徒指導提要（文科省 令和4年12月6日）に以下のとおり整理されています。

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自分がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

以上のとおり、校則の見直しにあたっては、生徒が参画することにより、自主的に校則を守ろうとする意識を醸成することが必要です。

### 5 校則見直しの留意点

校則見直しの留意点については、唐津市教育委員会通知（唐教學号外 令和5年3月7日）に以下のとおり整理されています。

- (1) 人権尊重の精神に立ち、差別等がないこと
- (2) 社会通念上合理的と認められる範囲となっていること
- (3) 男女の記載がないこと
- (4) 見直しのルールについて記載されていること
- (5) 生徒指導提要「校則の見直し」を確認すること

## 6 本校の校則についての基本的な考え方

### (1) 校則の位置付け

学校の教育目標に合わせて、生徒が健全な学校生活を送り、より成長・発達していくため定めるものである。

### (2) 校則の運用

生徒が自主的に校則を守るよう指導していくとともに学校内外の関係者が参照できるようにする。校則違反があった場合は、反省を促すような指導を行う。

### (3) 校則の見直し

生徒、保護者等の学校関係者からの意見を参考にしながら、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、積極的に見直しを行う。

### (4) 校則見直しの留意点

唐津市教育委員会通知に則って定期的な見直しを図っていく。

### (5) 見直しの取組方法

ア) 各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論する。

イ) 生徒会やPTA会議、学校評議員会において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取する。

ウ) 見直しが必要な事項については、生徒の意見を収集し、生徒会、生徒指導部会での議論を経て企画委員会にて検討する。

エ) ウの検討内容等を職員会議で協議し、校長が最終決定する。

オ) 児童生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明する。

## 6 参考・引用

- ・「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）
- ・「令和4年度における校則の見直しと今後の対応について」（唐津市教育委員会 令和5年3月7日付け通知）